

【 建設交通部 】

件 名	A市の無認可工場について
申立概要 【受理 4. 8. 5】	A市の無認可工場について、府土木事務所が指導対応しているが、2ヶ月以上経過しても改善されず、騒音に困惑している。都市計画法に則り、早急に法的対応をしてほしい。
確認事項 【通知 4. 10. 1】	<p>府土木事務所は、所管する都市計画法に基づき、関係機関と連携しながら、当該工場の経営者に対し、次のとおり対応している。</p> <ul style="list-style-type: none">・令和3年11月及び12月に現地確認を行ったが、違反事実は特定できなかった。・令和4年2月、工場経営者と現場立会を行ったところ、都市計画法等に違反していると疑われる状況であったため、口頭で指導を行った。・令和4年4月、A市、保健所と現場確認を行ったところ、建物の完成等を確認したため、都市計画法、建築基準法、当時の宅地造成等規制法違反であると判断し、口頭及び文書で指導を行い、その後も、口頭・文書による指導を継続している。 <p>今後とも、A市等関係機関と連携しながら、法令に基づき対処していく。</p> <p>なお、当該工場に関する騒音については、A市が騒音規制法等に基づく改善勧告等の権限を有している。</p>